

「各種事務事業の取扱い」

23 水道・ガス分科会

長岡市・栃尾市合併協議会

項番	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
201	010103	水道料金		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。
202	010104	水道の加入金		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。
203	010118	水道メーターの検針サイクル及び水道料金の納付		現行どおり	現行どおりとする。
204	030103	ガス料金		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。
205	030114	ガスメーターの検針サイクル及びガス料金の納付		現行どおり	現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

201

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
23 水道・ガス	01 上水道	01 業務関係	03 水道料金

長岡市				中之島町				越路町				栃尾市					
1 水道使用料				1 水道使用料				1 水道使用料				1 水道使用料					
用途・メーターの口径	基本料金	従量料金		用途・メーターの口径	基本水量	基本料金	従量料金	用途	基本料金		超過使用料金			用途・メーターの口径	基本料金	従量料金	
一般給水		水量1~10m ³	水量11m ³ 以上	一般給水			1m ³ 当り	一般用	水量	料金				一般給水			
13mm	480円	1m ³ につき60円	1m ³ につき165円	13mm	10m ³ まで	1,150円	1m ³ ~200m ³	営業用	8m ³ まで	1,900円	9m ³ から30m ³ まで1m ³ につき110円、31m ³ 以上1m ³ につき90円			13mm	1,630円	11m ³ 以上20m ³ まで1m ³ につき152円 21m ³ 以上1m ³ につき175円	
20mm	990円			20mm	10m ³ まで	2,070円	120円	官公用						20mm	1,790円		
25mm	1,570円			25mm	10m ³ まで	3,220円	201m ³ ~500m ³	プール1種	500m ³ まで	47,000円	基本水量超過1m ³ につき60円			25mm	3,590円		
30mm	2,400円			40mm	-	8,280円	105円	プール2種	1,000m ³ まで	83,000円				40mm	8,960円		
40mm	4,790円			50mm	-	12,650円	501m ³ ~5000m ³	浴場用	100m ³ まで	12,000円	基本水量超過1m ³ につき110円			50mm	14,340円		
50mm	9,040円			75mm	-	28,750円	95円	工場用小口	100m ³ まで	12,000円				75mm	28,690円		
75mm	24,500円			100mm	-	51,750円	5001m ³ 以上	工場用大口	500m ³ まで	59,000円				100mm	53,790円		
100mm	50,700円			150mm以上	-	115,000円	90円	工場用特殊	1,000m ³ まで	117,000円	基本水量超過1m ³ につき190円			※消費税は含まれていない。 ※参考：(25m ³ /月)4,025円(口径13mm)			
150mm以上	管理者が別に定める額			浴場給水	-	-	35円	臨時娯楽用	8m ³ まで	1,900円	9m ³ から30m ³ まで1m ³ につき150円、31m ³ 以上1m ³ につき120円			○栃尾市簡易水道 基本料金 超過料金 (10m ³ まで) 1,500円+(1m ³)につき150円			
浴場給水	一般給水に同じ	1m ³ につき20円		※見附市より給水を受けているため、見附市の料金表。 ※口径13mmから25mmまでは、10m ³ までは基本料金のみで、11m ³ から超過使用分として従量料金がかり、基本料金に加算される。 ※消費税は含まれていない。 ※参考：(25m ³ /月)2,950円(口径13mm)				2 メーター使用料				※消費税は含まれていない。 ※参考：(25m ³ /月)3,750円					
臨時給水	一般給水に同じ	1m ³ につき330円						口径 料金									
※消費税は含まれていない。 ※参考：(25m ³ /月)3,555円(口径13mm)								13mm 60円				※水道使用料とメーター使用料を合わせたものが水道料金。 ※消費税は含まれていない。 ※参考：(25m ³ /月)3,830円(口径13mm)					
								20mm 100円									
								25mm 120円									
								30mm 200円									
								40mm 300円									
								50mm 1,000円									
								75mm 1,500円									
								100mm 2,200円									

三島町				山古志村				小国町				課題		調整方針案			
1 水道使用料				1 簡易水道使用料				1 水道使用料						新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。			
用途	基本料金		超過料金	用途	基本使用料		超過料金	用途	基本料金		超過使用料金						
一般用	水量	料金	1m ³ につき	一般用	水量	使用料	1m ³ につき	一般用	水量	料金	9~50m ³	51~100m ³	101m ³ 以上				
10m ³ まで	1,800円	180円		10m ³ まで	2,000円	200円		営業用	8m ³ まで	1,900円	140円	120円	100円				
営業用	10m ³ まで	1,800円	180円	営業用	10m ³ まで	2,000円	200円	官公・学校用			160円	140円	110円				
浴場営業用	100m ³ まで	15,000円	100円	官公用	10m ³ まで	2,000円	200円	プール1種	400m ³ まで	50,000円	190円	190円	130円				
娯楽用	10m ³ まで	3,000円	300円	プール	500m ³ まで	35,000円	100円	プール2種	800m ³ まで	90,000円	401m ³ 以上、1m ³ につき100円						
臨時用	10m ³ まで	3,000円	300円	集会所	10m ³ まで	2,000円	200円	工場用小口	80m ³ まで	15,000円	801m ³ 以上、1m ³ につき90円						
共用給水装置	10m ³ まで	1,800円	180円	その他	10m ³ まで	2,000円	200円	工場用中口	250m ³ まで	41,000円	81m ³ 以上、1m ³ につき120円						
2 メーター使用料(臨時給水時のみ)				2 メーター使用料				2 小規模水道(山野田)、簡易水道使用料(法末・八王子)									
口径	料金			口径	料金			固定料金		水量料金							
13mm	100円			13mm	80円			水量	料金	8m ³ を超え50m ³ まで							
20mm	200円			20mm	130円			8m ³ まで	1,900円	1m ³ につき170円							
25mm	300円			25mm	160円					50m ³ を超え100m ³ まで							
30mm	500円			30mm	260円					1m ³ につき150円							
40mm	900円			40mm	400円					100m ³ 以上 1m ³ につき130円							
40mmを超えるもの	2,000円			50mm	1,300円												
※与板町外2ヶ町村水道企業団より給水を受けているため、与板町外2ヶ町村水道企業団の料金表。 ※水道使用料とメーター使用料を合わせたものが水道料金。 ※消費税は含まれていない。 ※参考：(25m ³ /月)4,500円(口径13mm)				※簡易水道使用料とメーター使用料を合わせたものが水道料金。 ※消費税は含まれていない。 ※参考：(25m ³ /月)5,080円(口径13mm)				※参考：(25m ³ /月)4,280円(口径13mm)									
								※消費税は含まれていない。									

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

202

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
23 水道・ガス		01 上水道		01 業務関係		04 水道の加入金	
長岡市		中之島町		越路町		栃尾市	
メーターの口径	加入金の額	メーターの口径	加入金の額	メーターの口径	加入金の額	なし	
13mm	55,000円	13mm	25,000円	13mm	60,000円		
20mm	128,000円	20mm	60,000円	20mm	60,000円		
25mm	220,000円	25mm	100,000円	25mm	70,000円		
30mm	330,000円	40mm	300,000円	30mm	80,000円		
40mm	660,000円	50mm	500,000円	40mm	100,000円		
50mm	1,080,000円	75mm	1,200,000円	50mm	120,000円		
75mm	2,900,000円	100mm	2,500,000円	75mm	250,000円		
100mm	5,440,000円	150mm	管理者が別に定める額	100mm	500,000円		
150mm以上	管理者が別に定める額 (消費税は含まれていない。)	(消費税は含まれていない。) 見附市より給水を受けているため、見附市の料金表。		(消費税は含まれていない。)			
三島町		山古志村		小国町		課題	
メーターの口径	加入金の額	一律 30,000円 (消費税は含まれていない。)		メーターの口径	加入金の額	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。	
13mm	50,000円			20mm	60,000円		
20mm	90,000円			25mm	100,000円		
25mm	150,000円			30mm	140,000円		
30mm	230,000円			40mm	250,000円		
40mm	300,000円			75mmまで	850,000円		
50mm	400,000円			私設消火栓	30,000円		
75mm	600,000円			(消費税は含まれていない。)			
75mmを超えるもの	企業長が別に定める額 (消費税は含まれていない。)			与板町外2ヶ町村水道企業団より給水を受けているため、与板町外2ヶ町村水道企業団の加入金表。			

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

203

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
23	水道・ガス	01	上水道	01	業務関係	18	水道メーターの検針サイクル及び水道料金の納付
長岡市		中之島町		越路町		栃尾市	
1 検針サイクル 隔月検針 (市内を東西に2分割し隔月に検針。) 2 料金の納付 隔月納付		1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付 見附市より給水を受けている。		1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付		1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付 ガス・下水道の徴収及び督促もしている。	
三島町		山古志村		小国町		課題 調整方針案	
1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付 与板町外2ヶ町村水道企業団より給水を受けている。		1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付		1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付		現行どおりとする。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

204

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)			中項目			小項目			各種事務事業		
23 水道・ガス			03 ガス			01 業務関係			03 ガス料金		
長岡市			中之島町			越路町			栃尾市		
民間供給			民間供給 ※一部の地域は見附市から供給を受けている。 1カ月の使用量 基本料金 従量単価 0㎡から25㎡まで 600円 84.00 25㎡を超え250㎡まで 680円 80.80 251㎡以上 1,590円 77.17 (見附市の料金表) (消費税は含まれていない。) ※参考：(25㎡/月) 2,700円			1カ月の使用量 基本料金 従量単価			1カ月の使用量 基本料金 従量単価		
						0㎡から25㎡まで 640円 98.17			0㎡から25㎡まで 620円 84.95		
						25㎡を超え250㎡まで 680円 96.57			25㎡を超え250㎡まで 660円 83.35		
						251㎡以上 1,498円 93.30			251㎡以上 1,067円 81.72		
						(消費税は含まれていない。) ※参考：(25㎡/月) 3,094円			(消費税は含まれていない。) ※参考：(25㎡/月) 2,743円		
三島町			山古志村			小国町			課 題		
1カ月の使用量 基本料金 従量単価			民間供給			民間供給			新基準を創設し統一する。ただし、合併後3年から5年を目途に統一する。 (長岡地域合併協議会： 現行どおりとする。)		
0㎡から25㎡まで 540円 106.50											
25㎡を超え250㎡まで 550円 106.10											
251㎡以上 563円 106.05											
(消費税は含まれていない。) ※参考：(25㎡/月) 3,202円											
※三島町・与板町ガス企業団より供給を受けているため、三島町・与板町ガス企業団の料金表。											

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

205

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業		
23	水道・ガス	03	ガス	01	業務関係	14	ガスメーターの検針サイクル及びガス料金の納付	
長岡市		中之島町		越路町		栃尾市		
民間供給		民間供給 ※一部の地域は見附市から供給を受けている。 1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付		1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付		1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付		
三島町		山古志村		小国町		課題		調整方針案
1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付 ※三島町・与板町ガス企業団より供給を受けている。		民間供給		民間供給				現行どおりとする。